モニプラ出展規約

本規約は、アライドアーキテクツ株式会社(以下「甲」という)がインターネット上で運営する「モニプラ」への出展に関し、甲と出 展申込者である法人または自然人(以下「乙」という)との間の契約関係(以下「本契約」という)を定めるものである。本規約に おいて「出展」とは、第2条に定める出展ページをモニプラ上に公開することその他のサービス等を利用することをいう。

第2条(出展の申込)

1. 乙は、モニプラにおいてキャンペーンおよび役務の提供(以下「キャンペーン等」という)を行うことを希望する場合、甲所定 の方法により申込を行わなければならない。

2. 甲は、前項の申込を承諾した場合、乙に対し、甲が管理するサーバー(以下「サーバー」という)内の乙の出展用のページ (以下「出展ページ」という)、甲所定のWebサイトの枠組みおよびデータベースシステム、ならびにモニプラおよび出展ページ を構成するソフトウェアを、乙が本規約および甲乙間で合意される他の規約、ガイドラインその他の合意事項(以下あわせて

「本規約等」という)に従って使用することを許諾する。 3. 甲は、前項のWebサイトの枠組み、データベースシステムおよびソフトウェアについて、甲の判断により自由にその仕様を 変更し、バージョンアップをすることができる。係る仕様の変更、バージョンアップ等により、乙に生じた損害について、甲は一 切の責任を負わない。

第3条(届出事項)

- 1. 乙は、第2条の申込に際し、以下の事項をあらかじめ甲に届け出るものとし、以下の事項に変更がある場合にも同様とす る。届出がなかったことによる損害は乙の負担とする。
- ア. 商号(屋号)、代表者名および住所
- イ、出展についての責任者(以下「管理責任者」という)の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他甲所定の事項
- ウ. その他甲が指定する乙の業務に関する事項
- 2. 甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しな かった場合または配達が遅延した場合でも、通常到達する時期に到達したものとみなす。
- 3. 甲が第1項により届出のあった乙の管理責任者の電子メールアドレス(以下「届出メールアドレス」という)に電子メールを送 信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後24時間の経過のいずれか早い時点に到達した ものとみなす。
- 4. 甲がこに対し、サーバー内の甲所定のページに連絡事項を掲示した旨を届出メールアドレス宛に電子メールにより通知し た場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならず、乙による確認または当該電子メールが前項により到達し たとみなされた時点から24時間の経過のいずれか早い時点に当該連絡事項は乙に到達したものとみなす。

第4条(権利義務の譲渡等)

乙は、モニプラに出展する権利その他本契約に基づく一切の権利義務の全部または一部を譲渡、承継、転貸、担保差入その 他形態を問わず処分することはできない。

第5条(出展ページの開設)

甲は、乙に対し、第2条第1項の申込を承諾した場合、サーバー内の甲が指定するURLに乙の出展ページを開設するととも に、出展ページにアクセスするために必要となるIDおよびパスワードを発行する。

- 1. 乙は、出展ページ上に、甲の定める規格に従い、キャンペーン等についての情報等(以下「コンテンツ」という)をIDおよびパ スワードの発行日から合理的期間内に制作する。
- 2. 乙は、前項のコンテンツの制作にあたり、次の事項を遵守する。
- (1)第16条その他本規約等に反する表示をしないこと
- (2)わいせつ、グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと
- 3. 甲は、第1項の規定に基づきこの制作したコンテンツにつき審査を行うものとし、そのコンテンツがモニプラにふさわしいと認めた場合には、当該コンテンツを利用した出展を許可し、その旨をこに通知するとともに、当該出展ページをモニプラ上に公開する。こは当該通知を受領したときから、当該出展ページを利用してキャンペーン等を行うことができる。
- 4. 乙は、出展後、第2項その他本規約等により認められる範囲内で、出展ページ上のコンテンツを改訂し、表示することがで きる。乙は、コンテンツについては、常に最新の情報を利用者(第7条第1項に定める)に提供するよう、定期的に更新を行う。 5. 甲は、乙の作成したコンテンツがモニプラにふさわしくないと判断した場合には、その内容および表示を変更するよう求める ことができ、乙はこれに従うものとする。

- 1. 乙は、出展ページを閲覧した者からキャンペーン等への応募・問い合わせ等その他出展ページの利用等があった場合に は、その者(以下「利用者」という)との間で、商品等の送付等、必要な手続きを直接行う。
- 2. 乙は、キャンペーン等を行うにあたり、関係法令を遵守する。
- 3. 乙は、利用者との間で、商品等の不着、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との 間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解 決するものとする。また、甲が利用者その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に 支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。
- 4. 甲は、乙と利用者その他の第三者との間の紛争について、乙の同意を得ることなく、当該利用者または第三者に対し当該 紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

- 1. 乙は、本契約に基づく出展および販売等を行うに際して、以下の義務を負う。
- (1)管理責任者および出展ページを利用したキャンペーン等に関与する者に対し、モニプラに関するシステムおよびその利用 方法を十分理解させること
- (2) 管理責任者に甲からのサポート等の連絡に利用するメールボックスを管理させること
- 2. 乙は、管理責任者を変更する際には、変更後の管理責任者の氏名を直ちに甲に対して通知しなければならない。

- 1. 出展ページに係る著作物、コンテンツ、ロゴその他の情報等については、甲が創作したものおよび従前より甲が権利を有し ていたものは甲が、乙が創作したものおよび従前より乙が権利を有していたものは乙が、それぞれ著作権その他の権利を有
- 2. 乙は、甲および乙以外の第三者が著作権を有する著作物およびその他の権利を有するコンテンツ、ロゴその他の情報等を 出展ページに掲載する場合、事前に当該第三者から当該著作物およびコンテンツ、ロゴその他の情報等を甲および乙が利用 することについて許諾を受けなければならない。
- 3. 乙は、甲に対し、前2項の乙または第三者の著作物およびコンテンツ、ロゴその他の情報等について、甲が妥当と判断する 方法により媒体、期間の制限なく無償で利用することができるものとし、当該著作物について著作者人格権を自ら行使しまた は第三者に行使させないものとする。
- 4. 乙は、出展ページ(コンテンツその他出展ページに係る一切の情報を含むがこれに限らない)が甲および第三者の著作権、 商標権等の知的財産権、肖像権およびパブリシティ権等の人格権、ならびに所有権その他一切の権利を侵害していないこと を表明し、保証する。

甲および乙は、相手方の事前の書面による承諾を得た場合に限り、自らの責任において業務の全部または一部を第三者 に委託することができ、委託をした第三者に自己が負う義務と同等の義務を負わせるものとする。

2. 前項の場合、甲および乙は当該第三者に対し、利用者情報(利用者個人を特定しうる情報その他利用者に関する一切の 情報をいう)の管理を徹底するとともに本規約等を遵守させるものとし、当該第三者によるいかなる行為に対しても責任を負う

第11条(契約期間)

本契約の有効期間は、別紙に定める契約期間開始日(以下「出展日」という)から別紙に定める契約期間終了日までとする。 ただし、別紙に定める場合を除き、期間満了の1ヶ月前までに甲または乙の一方から書面による解約の意思表示がない限り、 同期間自動延長されるものとし、以後も同様とする。

第12条(基本出展料)

乙は、甲に対し、基本出展料として別紙に定める金額を支払う。

1. 基本出展料、システム利用料、資料請求等受付料その他本契約に関して乙から甲に支払われる金銭(以下「出展料等」と いう)の支払いについて必要となる費用は、乙の負担とする。

- 2. 乙は、出展料等の支払いを期限までにしない場合、甲に対し、当該期限日から完済日まで年利14.5%の遅延損害金を支 払うものとする。
- 3. 乙が甲に対して支払った出展料等は、途中で本契約が終了した場合、その他事由のいかんを問わず返還しないものとす

第14条(利用者情報)

1. 甲が提供を受けたものであると、乙が提供を受けたものであるとを問わず、モニプラに関する一切の利用者情報は、甲に 帰属する。 2. 乙は、甲より配送業務に必要な利用者情報の開示を受け使用することができる。これ以外の利用者情報について、乙は、

甲に対して開示、使用を求めることができ、甲がこれを許諾した場合には、甲は、出展ページの運営および管理、宣伝広告そ の他甲が指定する目的のために、甲が指定する種類、範囲の利用者情報を乙に開示し、使用させることができる。利用者情 報の乙に対する開示、乙による使用は、当該利用者情報を、乙に帰属、譲渡等するものではない。

3. 出展ページの運営、管理に関連し、乙が利用者から提供を受けた利用者情報は、当該利用者情報の提供を受けた時点か ら、甲に独占的に帰属する。ただし、甲は、当該利用者情報を、前項と同様の手続に従って、乙に開示し、使用させることがで

4. 乙は、乙に帰属し、管理をする個人情報等の一切の情報につき、甲が必要とする限りにおいて、甲に開示し、使用させるも のとする。ただし、甲への開示、使用が個人情報保護法その他一切の法令に違反せず、当該個人その他第三者の権利を侵 害しないこと表明し、保証する。

5. 乙は利用者情報を、利用者のプライバシーおよびモニプラ全体の利益に配慮して使用しなければならない。また、乙は、本 契約に定める他は、第三者に利用者情報を有償、無償を問わず漏洩・開示・提供その他取り扱わせてはならない。 6. 乙は、本契約終了後、甲が書面で特に承諾した場合を除き利用者情報その他モニプラに関する一切の情報を利用するこ とはできない。また、乙は契約終了にあたって利用者情報その他モニプラに関する一切の情報を持ち出し、複製し、移転し、 または抽出する等の一切の行為を行なってはならず、乙は本契約に関して開示を受け、または利用者より開示を受けた利用 者情報等の一切の情報を、甲の指示に従い、返還し、または廃棄しなければならない。

7. 乙は、乙が個人情報の保護に関する法律上の個人情報取扱事業者に該当するか否かを問わず、同法に定める個人情報 取扱事業者としての義務等を遵守しなければならない。

8. 乙は、利用者情報の漏洩がモニプラの信用を毀損する等、その他モニプラ全体に重大な影響を及ぼすおそれがあることを 十分認識し、利用者情報の適切な保存および廃棄方法の確立、情報管理責任者の選任、従業員教育の実施等、利用者情 報が外部に漏洩しないよう必要な措置をとらなければならない。万一、乙より利用者情報が他に漏洩した場合は、乙は、故意 または過失の有無を問わず、これにより甲、利用者その他第三者に生じた一切の損害および費用(利用者へのお詫びに要し た費用および弁護士費用を含むがこれらに限らない)を賠償する責に任ずる。

9. 第1項、第2項後段、第3項本文、第6項ないし前項の規定は、本契約終了後においても引続きその効力を有するものとす

第15条(守秘義務)

1. 甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相 手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾 を得た場合には、この限りではない。

2. 甲は、前項にかかわらず、モニプラの運営に必要な範囲で、甲のグループ会社または守秘契約を締結した提携会社との間 で、乙に関する情報を開示・提供・交換することができる。

第16条(禁止事項)

- 1. 乙は、以下の行為を行ってはならない。
- (1)法令の定めに違反する行為またはそのおそれのある行為
- (2)公序良俗に反する行為
- (3)日本通信販売協会が定める広告に関する自主基準に違反する行為
- (4)消費者の判断に錯誤を与えるおそれのある行為
- (5)甲、他の出展者または第三者に対し、財産権(知的財産権を含む)の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その 他の不利益を与える行為またはそのおそれのある行為
- (6)第14条第5項に定める場合を除き、本契約終了後に、モニプラの出展ページ運営に関連し取得したメールアドレスその他
- の利用者情報を利用する行為(広告・宣伝を内容とする電子メールの配信その他の勧誘を含むが、これに限らない)
- (7) 甲と同種または類似の業務を行う行為 (8) 甲のサービス業務の運営・維持を妨げる行為
- (9)モニプラに関し利用しうる情報を改ざんする行為
- (10)有害なコンピュータプログラム、メール等を送信または書き込む行為 (11)サーバーその他甲のコンピュータに不正アクセスする行為
- (12)甲が別途禁止行為として定める行為
- 2. 乙は、法令により販売が禁止されている商品等、第三者の権利を侵害するおそれのある商品等、甲が別途販売禁止として 乙に通知した商品等またはモニプラのイメージに合致しないと甲が判断した商品等のキャンペーン等をすることができない。

第17条(パスワードの管理等)

1. 乙は、第5条に基づき甲から発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に甲所定の方法によ りパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。

2. 乙は、コンテンツの送信その他モニプラへのアクセスに際しては、甲所定の方法により、甲より発行されたIDおよびパス ワードを入力しなければならない。甲は、コンテンツの送信その他モニプラへのアクセスについて、送信されたIDおよびパス ワードがいずれも乙が登録したものである場合には、こからの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により 生じた損害については一切責任を負わない。

第18条(サービスの一時停止等)

1. 乙は、第2条第2項記載の甲が提供するサービス(以下「サービス」という)の全部または一部について、以下の事由により 乙に事前に通知されることなく一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾し、サービス停止に基本出展料を含む出 展料等の返還、損害の補償等を甲に請求しないこととする。

- (1)サーバー、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等のための停止(2)コンピュータ、通信回線等の事故、障害による停止
- (3)甲、利用者、他の出展者その他の第三者の利益を保護するため、その他甲がやむを得ないと判断した場合における停止 2. 甲は、甲の都合により、サービスの全部もしくは一部の内容を変更し、または提供を終了することができる。

第19条(出展停止等)

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当する場合には、乙の出展の停止、乙が表示したコンテンツの削除、出展停止理 由の公表その他の必要な措置を取ることができる。この場合、乙は速やかに甲の指示に従い、改善措置をとらなくてはならない。なお、本条の定めは第23条に定める甲による本契約の解除・解約、甲が本規約等に基づき行うその他の措置を妨げない。 (1)第23条第1項に定める事由が生じたとき

- (2) 乙のキャンペーン等に関する苦情が頻発したとき
- (3)その他甲が消費者保護の観点などから出展停止等の措置が必要と判断したとき
- 2. 前項に基づき乙が出展停止等の措置を受けている場合であっても、乙は、第12条に基づく基本出展料を含む出展料等の 支払義務を負うものとする。

第20条(免責)

1. 甲は、乙が出展に関して被った損害(サーバーまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本契約に基づく出展ページの 全部または一部の滅失、サービスの全部または一部の停止、乙の出展停止、利用者との取引その他本規約等に基づき甲が 行った措置等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わないについて、賠償する責を負わない。 2. 甲は、サーバーに障害が発生した等の理由により、モニプラにおける乙の出展ページの運営等に支障が生じると甲が判断 した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第21条(7.による解約)

乙は、甲に対し、出展日から別紙に定める契約期間終了日までの基本出展料を含む出展料等から既払いの基本出展料を含 む出展料等を控除した金額を支払った上で、甲所定の書面を提出することにより、本契約を解約することができる。

第22条(出展プラン・出展形態の変更)

- 1. 乙は契約期間中においては、出展プランおよび出展形態を変更することはできない。
- 2. 乙は、契約期間中においても、甲所定の方法により申込を行い甲が承諾した場合には、甲所定の追加基本出展料を支払 うこと等の甲が求める事項を履践することにより出展プラン、出展形態を変更することができる。

1. 甲は、乙が以下のいずれかの事由に該当した場合には、何らの催告なしに本契約を解除するとともに、直ちに乙の出展 ページ(コンテンツその他出展ページに係る一切の情報を含むがこれに限らない)をモニプラおよびサーバーから削除すること ができる。

(1)本規約等に違反したとき

- (2) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
- (3)差押え、仮差押え、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申し立てを受けたとき
- (4)破産、民事再生、会社更生、または特別清算の申し立て(任意整理の表明を含む)がされたとき
- (5)前3号の他、乙の信用状態に重大な変化が生じたとき
- (6)解散または営業停止状態となったとき (7)甲による連絡が取れなくなったとき
- (8) 取扱商品、その他業務運営について行政当局による注意または勧告を受けたとき
- (9)取扱商品、その他業務運営が公序良俗に反しまたはモニプラにふさわしくないと甲が判断したとき
- (10)IDおよびパスワード発行日から6ヶ月以内に第6条3項に基づく出展(出展ページをモニブラ上に公開する)許可がなされ ない場合
- (11)本項各号のいずれかに準ずる事由があると甲が判断した場合
- (12)その他甲が乙との本契約の継続が困難であると判断した場合
- 2. 甲は、事由のいかんを問わず、1ヶ月前までに書面で相手方に通知することにより本契約を解約することができる。
- 3. 前2項により本契約が終了した場合、乙は、別紙に定める契約期間終了日までの基本出展料を含む出展料等を直ちに支 払うものとし、未請求分についても甲からの請求があり次第、直ちに支払うものとする。 4. 甲は、第6条3項に基づく出展(出展ページをモニプラ上に公開する)許可をするまでは、こから既に受領した基本出展料を
- 返還することにより、本契約を直ちに解約することができる。 5. 第1項、第2項または前項により本契約が終了した場合でも、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に
- 生じた損害につき一切責任を負わない。

第24条(反社会的勢力との関係を理由とする解除)

- 1. 甲は乙が次の各号の一つにでも該当すると判断した場合は、乙に何らの催告なく本契約を解除し、直ちに乙の出展ページ (コンテンツその他出展ページに係る一切の情報を含むがこれに限らない)をモニプラおよびサーバーから削除することができ
- (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下あわせて「暴力団等」とい
- う)である場合、または過去に暴力団等であった場合
- (2) 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人である場合
- (3) 役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合 (4) 乙(乙が法人である場合はその役員)が刑事事件によって逮捕もしくは勾留された場合または乙が刑事訴追を受けた場
- (5) 自らまたは第三者を利用して、甲または利用者に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力 的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
- (6) 甲または利用者に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を 伝えるなどした場合
- 2. 第23条3項および5項の規定は、前項により甲が本契約を解除した場合に準用する。

第25条(準拠法、合意管轄裁判所)

本規約は日本法に基づき解釈されるものとし、甲と乙との間で訴訟の必要を生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属 的合意管轄裁判所とする。

第26条(規約の変更)

1. 甲は、必要と認めたときに、こへ予告なく本規約および本規約に付随する規約の内容を変更することができる。

2. 本規約または本規約に付随する規約の変更については、甲が変更を通知(サーバー内で乙がIDおよびパスワードでアク セスできる部分に掲示した場合を含む)した後において、乙が出展を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみ なし、変更後の規約を適用する。